議 事 日 程

令和6年10月7日(月) 午 後 2 時 開 議

諸般報告

- 日程第 1 発議第15号 使用済燃料の搬出期限に関する条例(案)
- 日程第 2 第62号議案 令和6年度福井県一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 3 第63号議案 令和6年度福井県災害救助基金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 4 第64号議案 令和 6 年度福井県駐車場整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 第65号議案 令和6年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 第66号議案 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 第67号議案 損害賠償額の決定および和解について
- 日程第 8 第68号議案 県有財産の取得について
- 日程第 9 第69号議案 県有財産の取得について
- 日程第 10 第70号議案 道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第 11 第71号議案 吉野瀬川ダム建設工事 (ダム本体) 請負契約の変更について
- 日程第 12 第72号議案 港湾機能施設整備工事請負契約の締結について
- 日程第 13 第73号議案 令和5年度福井県歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 第74号議案 令和5年度公営企業会計における剰余金の処分および決算の認定に
- 日程第 15 請願第 5 号 新型コロナワクチン接種の任意性と健康被害救済制度の実績について 県民に十分な周知を行うように求める請願
- 日程第 16 請願第4号 再審法改正を求める意見書提出に関する請願
- 日程第 17 予算決算特別委員会の中間報告について
- 日程第 18 第75号議案 福井県監査委員選任の同意について
- 日程第 19 第76号議案 福井県公安委員会委員任命の同意について
- 日程第20 発議第16号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書(案)
- 日程第 21 発議第17号 使用済燃料対策の着実な実施を求める意見書(案)

福井県議会議長

宮本 俊 様

総務教育常任委員会 委員長 小堀 友廣

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 76 条の 規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第66号議案	福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部改	原案可決
第00万職 余	正について	
第68号議案	県有財産の取得について	原案可決
第69号議案	県有財産の取得について	原案可決

福井県議会議長

宮本 俊 様

厚生常任委員会 委員長 力野 豊

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 76 条の 規定により報告します。

記

(議員提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
発議第15号	使用済燃料の搬出期限に関する条例(案)	原案否決

福井県議会議長

宮本 俊 様

土木警察常任委員会 委員長 田中 三津彦

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 76 条の 規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第67号議案	損害賠償額の決定および和解について	原案可決
第70号議案	道路改良工事請負契約の締結について	原案可決
第71号議案	吉野瀬川ダム建設工事(ダム本体)請負契約の変更について	原案可決
第72号議案	港湾機能施設整備工事請負契約の締結について	原案可決

福井県議会議長 宮本 俊 様

予算決算特別委員会 委員長 畑 孝幸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 76 条の 規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第62号議案	令和6年度福井県一般会計補正予算(第2号)	原案可決
第63号議案	令和6年度福井県災害救助基金特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第64号議案	令和6年度福井県駐車場整備事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第65号議案	令和6年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第73号議案	令和5年度福井県歳入歳出決算の認定について	継続審査
第74号議案	7 4 号議案 令和 5 年度公営企業会計における剰余金の処分および決算の 認定について	

福井県議会議長 宮本 俊 様

> 総務教育常任委員会 委員長 小堀 友廣

請願審査報告書

本委員会に付託された請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条及び 第93条第1項の規定により報告します。

記

請願番号	件名		経過および 結果の報告
請願第4号	再審法改正を求める意見書提出に関する請願	採択	_

福井県議会議長 宮本 俊 様

> 厚生常任委員会 委員長 力野 豊

請願審査報告書

本委員会に付託された請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条及び 第93条第1項の規定により報告します。

記

請願番号	件名		経過および 結果の報告
請願第5号	新型コロナワクチン接種の任意性と健康被害救済制度の 実績について県民に十分な周知を行うように求める請願	不採択	_

予算決算特別委員会審查報告書

- 1 審査期日および場所 令和6年10月1日(火)、2日(水) 全員協議会室
- 2 出席委員 畑孝幸委員長 外 34 名

3 付議事件審査の概要

本委員会は、付議事件である「一般会計、特別会計および事業会計の予算に係る議案に関すること」、「県財政の運営上および県政上の重要な案件」について審査を行った。 その審査の過程において、各委員より論及のあった主な内容は、次のとおりである。

(1) 原子力政策について

年度末までに示されるロードマップが確実なものであるのか見極める必要があるが、確実なものが示されなければ、40年超の原子力発電所3基の停止を要請するべきではないかとただしたのに対し、「ロードマップが計画どおり実現できないことに憤りを感じている。関西電力や国はしっかりと計画を作り直して、年度内の早い時期に実効性のあるロードマップにすると約束している。まずは早くロードマップを出すように求めつつ、県議会や立地市町、原子力環境安全管理協議会などの様々な意見を伺って、その中身がしっかりとしたものでなければ、美浜3号機、高浜1・2号機が運転できるわけではないと考えている」との見解が示された。

さらに、今回が最後の通告だと考えている。ここでつまずいたらもう後がないという自覚を持つべきである。国や事業者の覚悟もさることながら、福井県も覚悟を持ってこの局面に対応していかなければならないのではないかとただしたのに対し、「国が前面に立って六ヶ所再処理工場の竣工目標が実現できるように努力するという約束をもらっていたが、それに反した結果になっている。また、地域振興についても多くの約束をしながら目に見える形で進んでいない。事業者と国がこうした課題を今年度末までに覚悟を持って解決することが重要である。実効性のあるロードマップを示してもらい、この場でまた議論させていただくが、我々も立地地域の理解と協力がなければ、原子力発電所は運転ができないという厳しい覚悟で臨んでまいりたい」との見解が示された。

このほか、知事は総合資源エネルギー調査会の基本政策分科会および原子力小委員会の委員として、エネルギー基本計画の改定について意見を述べる立場にあるが、原子力立地県の知事として原子力政策の将来像の方向性をどのように考えているのかとただしたのに対し、「立地地域としては安全を最優先に、恒久的福祉の増進も必要であり、原子力政策の方向性が明確でなければ、立地地域が非常に不安定な状況となってしまうので、原子力の将来像を明らかにすることを強く求めている。また、事業者が安全対策を行える投資環境の整備や核燃料サイクルの推進、避難道路の整備など原子力防災体制の強化、立地地域の振興が重要であるため、県としては次の基本計画において、原子力政策を明確にするとともに、地域振興を含めた国や事業者の責務をしっかりと果たすよう訴えていく」との答弁があった。

(2) 北陸新幹線の整備促進について

敦賀以西のルートが一つに絞り込まれる 12 月が一つの山場である。3案のルートから京都府と京都市の意向を踏まえて1案に絞り込まれるが、京都府と京都市がこのルートで了承すれば、京都の理解がないという米原ルートを主張する根拠の一つがなくなるという意味でも非常に重要である。ルートが決まれば着工5条件の解決が課題となる。B/Cの算定や貸付料の単価設定、工期圧縮への技術支援などについて、JR西日本に対して北陸新幹線建設促進同盟会の会長として協力を求めるべきではないかとただしたのに対し、「北陸新幹線敦賀以西について年末までにルートを一つに決定し、来年度の着工予算を年末の予算編成の時に獲得するという方向性が出てきており、私たちも少し光明が見えてきたと考えている。ただ、予算を獲得することも大切であるが、その後の認可・着工が大きな山場になると認識している。その際に工期と事業費の問題が議論になると考えており、技術

的な面も含めて、JR西日本には協力してもらえるよう、北陸新幹線建設促進同盟会として努力していきたい」との答弁があった。

また、東海道新幹線が運休した場合の乗客数や経済に与える影響を数値化し費用対効果に反映させるなど、東海道新幹線の代替機能としての北陸新幹線の重要性を訴え、着工5条件のクリアにつながるよう要望すべきではないかとただしたのに対し、「北陸新幹線の敦賀以西の必要性を訴えるときに、数字をしっかり伝えながら進めることが大切である。東海道新幹線が運休した場合の乗客数などへの影響等もあり、国でもB/Cについて、路線全体の開業効果や震災等が起きたときに初めて出てくる効果を評価することを検討している。また、与党も費用対効果のあり方について検討するよう決議している。県としては、特に関西の皆さんに理解してもらえるよう、分かりやすい数字を用いて訴えながら、令和7年度末までの認可・着工を政府・与党に対して求めていく」との答弁があった。

(3) 福井アリーナ構想について

アリーナの周辺環境等への対応策について、アリーナの予算が上程される予定の来年2月議会に合わせて議論すべきではないかとただしたのに対し、「地元の要望にしっかり応えながら進めていくことが重要であるため、県としてアリーナを支援するための予算を組むときには、周辺環境等への対応策を含めて検討していく。なお、福井市が9月補正予算で周辺道路のシミュレーション、興行開催日の交通量や交通規制の必要性などについて調査を行う。この調査は今年度中かかるが、市は中間報告を出すと言っているので、この内容を踏まえつつ、市と方向性を決めて事業を進めていきたい」との答弁があった。

(4) 地域公共交通の課題について

県が緊急対策を実施してバスの運転士を確保することにより、減便となった路線が復活するのかとただしたのに対し、「今回の減便をもって、京福バスについてはこれ以上の減便はないが、福井鉄道はまだ運転士が不足している状況である。そこで、県では、これまでの就職奨励金の支給、運転体験会や合同説明会への支援に加え、9月補正予算で提案している緊急対策を実施することで、今後3年間で現状より30名増加させたいと考えている。運転士不足を解消し復便をしていくだけでなく、高速バスや貸切バスにも運転士を充てることで、事業者の収益状況が改善し路線バスが安定的に運営できる状況を目指していきたい」との見解が示された。

また、将来的な路線バスの公営化と民間への委託について模索する必要があるのではないかとただしたのに対し、「路線バスについては、公共と民間による共同運行やエリア一括運行など、色んな手法が実施されている。ただ、いずれも市や町が中心に実施しており、県全域で県営バスを走らせているところはない。県内の市町でもコミュニティバスや公共ライドシェアの事例があるけれども、引き続き各市町の地域公共交通会議や県のバス部会なども通じて、市や町とよく相談しながら、県民の皆さんの交通手段が守られるように努力していきたい」との答弁があった。

このほか、国費受入れ不備事案、能登・豪雨災害に対する支援、教育に関する大綱、県有施設の維持管理、使用済燃料の搬出期限の設定、地域の祭りの観光活用に対する支援、インバウンドの強化、年縞博物館の機能強化、動物愛護、知的障がい等のコミュニケーションツールへの支援、分析ツールを活用した経済政策の実施など広範多岐にわたり、理事者の見解と対応をただした。

以上のとおり、中間報告する。

令和6年10月7日

福井県議会議長 宮本 俊 様

予算決算特別委員会委員長 畑 孝幸

発議第 16 号

(件名)

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書(案)

会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

令和6年9月25日

福井県議会議長 宮本 俊 様

提出者 福井県議会総務教育常任委員会 委員長 小堀 友廣

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書(案)

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろんのこと、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとって重要な課題である。

しかし、えん罪被害者を救済するための再審手続を定めた刑事訴訟法上の規定は、僅か19か条であり、再審手続をどのように行うかは、裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれているとの指摘もある。

過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになっており、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっているが、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、現状では再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情である。また、再審開始決定がなされても、検察官による不服申立てを行う事例が相次いでおり、再審公判に移行するまでに長期間を要している。

よって、国においては、刑事訴訟法の再審規定について、上記の実情等を踏まえて改 正するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月 日

福井県議会

発議第 17 号

(件名)

使用済燃料対策の着実な実施を求める意見書(案)

会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和6年10月7日

福井県議会議長 宮本 俊 様

提出者 福井県議会議員 山岸 猛夫

賛成者 福井県議会議員 北川 博規

斉木 武志

山岸 みつる

西本 恵一

使用済燃料対策の着実な実施を求める意見書(案)

福井県は、これまで半世紀以上にわたり、国のエネルギー政策に志をもって協力し、国民生活の安定、わが国産業の発展に貢献してきた。しかしこの間、県内発電所内に保管されている使用済燃料は増え続け、残り3年から5年で貯蔵プールが満杯になる見込みであり、原子力発電所の安定した運転を継続していくためには、使用済燃料の必要な搬出容量を確保し、県外に着実に搬出することが喫緊の課題となっている。

こうした中、昨年10月、西村経済産業大臣(当時)は、関西電力の「使用済燃料対策ロードマップ」で約束した措置が確実に履行されるよう、国としても前面に立って主体的に取り組むとの強い姿勢を示し、本議会はその国の姿勢を信頼し、美浜3号機、高浜1・2号機の運転継続に理解を示した知事と考えを一にしてきた。それから1年も経過しない中、今回、六ヶ所再処理工場が竣工延期となり、ロードマップを見直す事態に至ったことは、極めて遺憾であり、立地地域との信頼関係を損なうものである。本議会においては、会派を問わず、3基の即時停止や、乾式貯蔵施設の議論の白紙撤回等、厳しい意見が出ていることを国は直視すべきである。

原子力政策は、エネルギー安全保障の根幹となる国策であり、今回の事態における国の責任は非常に重いものがある。このような状況を踏まえ、原子力基本法に定められた国の責務、国が講ずべき基本的施策に基づき、安全を最優先に、下記の事項について、エネルギー政策に責任を持つ国が前面に立ち、主体的に取り組むよう強く求める。

記

- 1 バックエンド対策について、国民が納得できる具体的な解決策を示すとともに、 使用済燃料の必要な搬出容量を確保し、県外に着実に搬出するため、関西電力が実 効性のあるロードマップへと早期に見直すよう、同社を厳しく指導するだけでなく、 電気事業者全体で一層連携して使用済燃料対策を着実に実施するよう、国が前面に 立って主体的に取り組むこと。
- 2 我が国の基本的方針である核燃料サイクルの早期実現に向け、六ヶ所再処理工場が2026年度中に竣工するよう、国が責任を持って進捗管理を行い、確実に実現すること。
- 3 立地地域が原子力との共生を続けていくため、福井県および立地自治体が強く要望する避難道路の整備をはじめ、地域振興や課題解決に向けた取組みを早期にかつ確実に進めること。

また、関西電力に対し、原子力基本法に規定される事業者の責務に基づき、地域 振興等の取組みを進めるよう強く指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和6年10月 日